

日滿支經濟研究所發行

# 鐵 銅 問 答

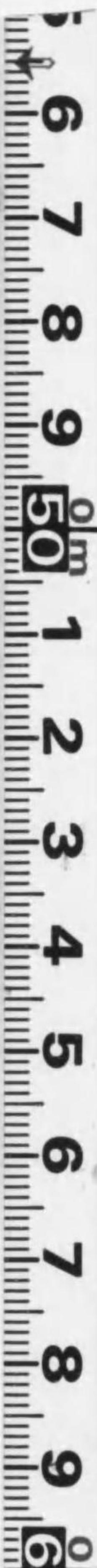
(銭五十三金價定)

商工省當局と記者との一問一答

特244

363

頗の自給自足は可能か?



始



特244  
363

鐵鋼問答

鐵鋼の自給自足は可能か？

商工省當局と記者との一問一答

日滿支經濟研究所發行



## 質問條項

### 米國鐵屑禁輸問題

(五)

問一、何故米國は鐵屑の禁輸を爲さんとするか。また鐵屑禁輸の實際上の措置は如何？

問二、鐵屑禁輸の日本に對する影響並に之が對策に就ては如何？

### 鐵鋼界の新體制問題

(六)

問三、新體制確立には先づ何が必要か？

日本鐵鋼聯合會は改組擴充する必要なきか？

日本鐵鋼聯合會のフューラーシステムの確立如何？

問四、配給機構はどうなるか？

問五、各種銅材販賣會社を綜合強化する必要はないか？

配給機關のフューラーシステム如何？

問六、鐵鋼統制協議會の改組はどうするか？

問七、消費統制はどこに進むか？

### 第二次製鐵合同問題

(七)

問八、第一次製鐵合同は何故必要か？

第一次合同と第二次合同との相違性如何？

第二次合同は如何なる形で行はれるか？

### 鐵鑛石及び原料炭の配給統制

(八)

問九、鐵鑛石及び原料炭の配給統制はどうなつてゐるか？

### 日滿支鐵鋼國策

(九)

問十、日滿支鐵鋼國策はどうなつてゐるか？

問十一、滿洲製鐵業は有望か？

問十二、支那の製鐵業はどうするか？

### 鐵鋼自給自足の見透

(十)

問十三、鐵鋼の自給自足は可能か？

問十四、貧鑛處理の現狀及び將來の見透し如何？

### 編者の言葉

日本の戦時計畫經濟は、種々なる部面に、破綻的現象を呈して來た。石炭がない、石油がない、米がない、紙がない、貸屋がない、等々。

この現象を見て、一部の人々は、直に、計畫經濟(統制經濟)の行詰り、又は、破綻を云爲してゐる。しかし、吾人は、日本現在の計畫經濟が破綻的現象を呈してゐるからといって、それが直ちに計畫經濟の行詰りなりといつて終ふのは、早計であらうと思ふ。

日本の計畫經濟には綜合性がない。殊にその初期に於て綜合性の缺除が甚しかつた。今や三國同盟は締結されて、日本の今後十年間に於ける外交國策は決定づけられたとはいへ、鐵鋼、液體燃料等の不足は益々加重せられんとしてゐる。本小冊子は、鐵鋼問題に對する本研究所記者と、商工當局との一問一答を輯錄したものである。英米の經濟壓迫下において、わが當局は、如何なる新方策によつてこの難局を克服せんとしてゐるか。乞ふ本文について讀まれよ。

昭和十五年十一月

田口文男

### 鐵 鋼 問 答

#### ◎米國鐵屑禁輸問題

〔問〕 何故米國は鐵屑の禁輸を爲さんとするか。また鐵屑禁輸の實際上の措置は如何？

〔答〕 最近において米國の鐵屑輸出禁止又は制限(特に日本に對して)が問題化したのは日米通商條約破棄の場合とシェバード・メイ法制定の時である。

日米通商條約破棄の際は、その前後に於て或は國內鐵屑市價の騰貴とか

或は國防資材の確保とかを理由として輸出禁止又は制限論が盛んに唱へられてゐたものの、鐵力屑以外の鐵屑に付ては未だ具體化するに至らなかつた。然し本年七月二日に公布されたるシェバード・メイ法により遂に本年八月一日午前零時を期して一級品鐵屑の輸出許可制が實施されることになつたのである。

米國はこの輸出制限を以て自國製鋼操業率の上昇、再軍備に必要な物資確保を目的とするものと稱し、政治的外交的意味はないとしてゐるが、事實以上の如き經濟的理由もないではないが、現在米國における鐵屑需給狀況より見てむしろ歐洲戰局の急轉、支那事變の進展、或は佛印問題等にからむ政治的目的を動機とするものと解すべき節が甚だ多い。

即ち先づ米國における鐵屑需給關係を數字的に検討して見ると、昨年一九三九年に於ける鐵屑輸出總量は米國々内總消費量の約一〇%、製鋼業者

が購入した鐵屑總量の約二〇%に過ぎない。しかも此の輸出量は殆ど米國製鋼業者が採算上購入し得ない處の太平洋沿岸及びグルフ地方に發生した鐵屑である。假りに龐大なる再軍備擴張計畫により製鋼作業率が八〇%乃至八五%に迄上昇すると假定しても、鐵屑發生量年間約四、〇〇〇萬噸と押へて少くとも年間四〇〇萬噸位のものは輸出して一向差支へない筈である。然かも鐵屑は銑鐵や鋼塊と違つて、貯藏に適しない。また政策的に貯藏するにしても國內消費用としては精々六ヶ月分もあれば充分である。

之を要するに、米國の鐵屑輸出禁止乃至制限は、米國の雑誌や新聞に屢々散見する様に日本に輸出される鐵屑が直ちに武器彈薬の原料となり、支那人民を苦しめてゐるなどと云ふ飛んでもない感情論が一部に於て行はれ、大衆に訴へてゐる事實を見ても分る様に、我國の東亞新秩序建設に對する牽制策、殊に最近佛印、蘭印問題に對する日本の出方を牽制せんがた

めであらうとの解釋は決して閑視する譯には行かない様である。この事は鐵屑の禁輸乃至制限が純然たる國內的理由に基くものなりと稱しながら其の實際的措置は七月二日シェバード・メイ法が公布されてから同二十七日に至つて一級品鐵屑のみが輸出許可品目に追加されたこと、又九月七日のニューヨークタイムス紙が「大統領は國防委員會の要請に依り鐵屑の全面的輸出禁止を直ちに實行するであらう」と報じ、國防委員會の態度を裏書きしてゐること、更に九月二十日付の新聞紙はワシントン官邊に於て對日輸出月五萬噸、對英輸出月十萬噸の制限案が一案として審議されつゝありと報じてゐること等と思ひ合せて見れば、結局は國際情勢の動きを注視しつゝ最後的態度を決定せんとする底意が觀取されるのである。

然かも之は單に鐵屑だけの問題ではなく、銑、鋼塊、鋼材にも必ず波及する性質の問題である。

〔問二〕 鐵屑禁輸の日本に對する影響並に之が對策に就ては如何？

〔答〕 前に述べた様に、國際情勢の進展如何により、米國鐵屑の全面的禁輸が實現すれば最も輸入額の多かつた我國に取つて相當の影響があるであらうと判斷せられるのは寧ろ當然のことであらう。少くとも一時的には我製鋼業は幾分操業上不便を感じることは免れないかも知れぬ。

然らば之れが對策は如何かと云ふに、消極的對策としては消費規正を一段と純化徹底すること、積極的對策としては

- (イ) 國内製鋼資源の蒐集利用
- (ロ) 特殊鋼の原料となる「ルツベ」海綿鐵等の増産促進
- (ハ) 製銑設備擴充計畫の遂行、製鋼法の轉換等

を行ひ、現實の打開策實現に邁進することである。

畢竟、此の米國鐵屑禁輸を契機として我國鐵鋼業の統制並に其の確乎たる基礎的建設が一層具體的に推進せられ、却つて完全なる戰時體制化に拍車をかけ、正真正銘の我鐵鋼業の獨立が早く實現する結果とならう。米國の此種の措置を善用するならば、決して狼狽したり、悲觀したりする必要はあるまい。

#### ◎ 鐵鋼界の新體制問題

〔問三〕 一、新體制確立には先づ何が必要か？

一、日本鐵鋼聯合會は改組擴充する必要なきか？

一、日本鐵鋼聯合會のフューラーシステムの確立如何？

「答」 鐵鋼界の新體制確立の爲には原料、生產、配給の全部面に亘つて既存統制團體の整備擴充を斷行しなければならぬ。鐵鋼業の統制は相當高度に進んで居り、現在既に一元的統制機關にして日本鐵鋼聯合會があり、其の統轄下に原料並に鋼材の各種配給統制機關が設立され、原料、生產、配給と一貫した統制機構が組織されてゐるが、之を土臺として或るものは改變統合し、或るものは更に擴大強化して新體制に即應するが如く組替へればよいわけである。要は業界の持つ認識の深度と其の人を得るか否かに係る様に思はれる。

日本鐵鋼聯合會は最初は各種鋼材カルテルの中央機關として昭和十二年十月日本鋼材販賣聯合會と云ふ名稱のもとに創立されたものであるが、支那事變の進展に伴ひ、單なるカルテル組織より漸次質的轉化を辿り、殊に

本年三月商工次官通牒の發せられたるを契機として、本邦鐵鋼統制史上劃期的なる改組擴充が斷行されて、現在の日本鐵鋼聯合會が出來上つた。即ち鐵鋼生產統制機關としての職能を再認識し、原料配給確保の施設を行ふと共に、特殊鋼、鍛鋼、鑄鋼等の關係團體を傘下に統合し、凡そ鐵鋼に関する限り横斷的且縱斷的な綜合機關にして面目を一新したのである。

然乍ら、斯の如き大規模の統制機關をして充分に其の機能を發揮せしめ完全なる國策實施機關たらしむる爲には、更に之が運營上必要なる諸般の施設を行はねばならぬ。

其の具體化に就いては色々の意見が立ち得るのであるが、生産計畫、原 料割當、配給計畫の設定遂行、技術管理又は經營管理の立案實施或は生産擴充計畫其の他鐵鋼對策の立案、物動計畫の基本資料作製等、國家的公共的使命の遂行機關としての體制を整備せしめると云ふことが其の中核を爲すものであり、其の中樞はフューラーシステムの確立であらう。

從來の統制機關に見る様な合議的諸機關の活動に運營の中心を置かないで、理事會及び事務局を以て、全機構運營の中心機關とする如く組織及び運營を改めると云ふことに歸するのであらうが、要はフューラーに眞に相應しい人を得るか否かに係るのであらう。此の場合に於ても、勿論メーカー及び其の他、鐵鋼界の有識者の全智能と全經驗とを十二分に活用すべきである。

#### 〔問四〕配給機構はどうなるか？

〔答〕配給機構は一應整備されてゐるから之に對して今直に根本的な變革を加へる必要はない。然し生産、配給の中央統制機關たる日本鐵鋼聯合

會の改組擴充が前に述べた様な方向に斷行されるならば、之に從屬する配給機構も亦之に即應して適當な改變が加へられなければならぬ事は當然であるから、配給機構を如何に改變するかは日本鐵鋼聯合會の改組の結果を俟たねば具體的には論ぜられまい。

〔問五〕

- 一、各種鋼材販賣會社を統合強化する必要はないか？  
一、配給機關のフューラーシステム如何？

〔答〕 販賣會社の統合強化は是非とも考へねばなるまい。現在日本鐵鋼聯合會の配給執行機關として日本鋼材販賣會社、第二鋼材販賣會社、日本鋼管販賣會社の三販賣統制會社が存在し、夫々限定された範圍に於て鋼材の配給統制をやつてゐる。日本鋼材販賣會社が創立されたのは昭和十四年

四月であつて最初に出來たものである。聯合會の配給執行機關である以上は、統制鋼材の全部を一括取扱つても宜さそうに思はれるのであるが、從來の配給關係は鋼材の品種によつて相違してゐるし、また生産者も必ずしも同一でないので、最も纏り易いものから順次着手することにして、結局三販賣會社が次ぎ次に出來た次第である。従つて現在に於ては之を統合して單一の配給執行機關化する事には何等異論はないのみならず、資本的に、人的に、或は機構整備の上から云つて或る時期には統合化されねばなるまい。

然して此の配給統制機關の一元化と所謂フューラーシステムとは相關聯するものであるが、其の機構などに付ては新體制による日本鐵鋼聯合會の改組擴充問題とも關聯して考へられて居るのである。

〔問六〕 鐵鋼統制協議會の改組はどうするか？

〔答〕 鐵鋼統制協議會は昭和十三年二月、鐵鋼の需給調整及び鐵價騰貴の抑制を圖り、生産、配給、消費の綜合的計畫を立案遂行することを目的として商工省に設置されたものであつて鐵鋼の生産、配給、消費の縱斷的統制機關とも稱すべきものである。

而して同協議會は需要部門別に八分科會に分れ、毎四半期別に

イ、鐵鋼品種別生産及輸入數

ロ、鐵鋼の消費部門別配給數量

ハ、鐵鋼製品の輸出數量

等の決定等、鐵鋼需給調整の大綱を決定し、之を生産、配給、消費の各部門別統制機關を通じて實施せしめてゐるのである。

然し、この部門別構成は支那事變勃發當時の情勢に基く物動計畫に依據したものであつて、既に現在の實情には即しない憾があるから、時局の進展に即應する如く工夫を施さねばなるまい。

〔問七〕 消費統制はどこに進むか？

〔答〕 消費統制は現在如何なる方向に進められつゝあるかを大觀するに（イ）素材、（ロ）機械所要鐵鋼、（ハ）第二次整品、と三つに分けて實施されてゐる。素材に就ては一昨年鐵鋼配給統制規則が公布され、更に本年四月鐵鋼需要統制規則が公布されたのである。

之れは何れも輸出入等臨時措置法に基いて發動されたものであるが、本年四月公布された鐵鋼需給統制規則は從來稍、放任されてゐた感があるのである。

(イ) 製鐵業者の鐵鋼使用範圍、(ロ)販賣業者が販賣の目的を以て買受けた  
る鐵鋼の販賣範圍を明確に規定し、素材に關する消費規正は之によつて一  
層徹底させられたのである。機械所要鐵鋼に就いては從來生產擴充用機器  
所要鋼材の配給に計畫的割當が實施されてゐなかつたので、新に發註承認  
書制度を確立し、時局關係の重要機器に對しては或る程度優先的に鐵鋼を  
配給すると共に、其の結果製作せられる製品及び其の納入先を睨み合せて  
行くことになつたのである。

本制度の實施に依つて非計畫事業用機器に付ては毎四半期一般割當鐵鋼  
に依つて其の製作供給を圖るより外なくなつたが、非計畫事業用機器と雖  
も緊急なるものもあるべく、之に對しては事情の許す範圍に於て資材の特  
別供給を行ふ必要があるので日本鐵工聯に對して一定量の鐵鋼を保有せし  
めて置き緊急用途の機器を受註した場合には道、府縣工聯傘下の機器製造

業者に對し一般割當以外に計畫割當を行ふことにしてゐる。本制度に關聯  
して商工省では機械製造とその配給圓滑化を目標として日本鐵工聯傘下に  
各道、府縣工聯所屬工組を地域的構成から機種別組織に改組し、既成の重  
工業部門との照合せにより、時局產業機器の生産を一元的に指導監督し得  
るやう、十三種の時局關係機器別に機械工業界の再編成を行つたのである。  
尙一般割當量内の鐵鋼を圓ブロック向に溢りに流用することを禁じ、此處  
に、機器所要鐵鋼の消費統制は一應の形態を整備したのである。

次に、加工品に關しては現在空罐、五ガロン罐、磨帶鋼、亞鉛鐵板、釘、  
針金、鐵線、鑛山用ボール、ドラム罐、熔接棒、針布等に付て需給調整協  
議會又は配給協議會が組織せられ、前者は商工省監督の下に毎四半期に於  
ける需要者團體別割當數量を決定し、需要者團體は其の割當の範圍内に於  
て所屬員に配給割當をなし、又後者は生産比率の設定、配給割當の實施等

を行ひ、之の決定に基いて製造業者統制團體及び販賣業者統制團體をして生産、配給の統制を實施せしめてゐる。

上述の場合、亞鉛鐵板、線材製品等は軍需、生産擴充用に關して優先的取扱をなしてゐるけれども、其の他の製品については未だ之の點に於て完全ではないが、商工省では此の際機械發註承認書と同様の方法を第二次製品全體に亘つて實施すべく、各團體に對し逐次其の實施要項を示し、具體案を立案せしめてゐる。尙線材製品と亞鉛鐵板とに就ては當局の指示に基き夫々共販會社を設立し、製品の一手買取、一手配給並に消費の統制を實施してゐるのである。

要之に、現在消費統制は素材、機械、加工品夫々に於て一應の形態が出来上つたので、今後は之を一層完璧ならしめ、其の圓滑なる運營を期してゐる次第であるが、内外の情勢を大觀するに、軍需、生産擴充用以外の用途に對しては消費規制は更に強化せられるものと云ふべく、又等しく生産擴充用と稱しても、重點主義が現實の問題として强硬に實行せられることであらう。

#### ◎第二次製鐵合同問題

〔問八〕

一、第二次製鐵合同は何故必要か？

二、第一次合同と第二次合同との相違性如何？

三、第二次合同は如何なる形で行はれるか？

〔答〕 價格問題、原料補償問題等を契機として、政府は朝野の衆智を動員して新體制に即應すべき本邦鐵鋼業確立に關する根本對策を樹立する意

向を有するのであるが、其の方策の一として事業の整理統合問題が取上げられるであらうことは刻下の情勢よりみて不可避的のものと思はれる。

昭和九年第一次製鐵合同が行はれて以來經營の合理化、價格の引下、増產計畫の遂行等斯業確立のため官民一致努力して來たのであるが、其後支那事變の勃發、歐洲動亂の擴大、就中最近に於ける南太平洋を中心とする對英米關係の複雜化等政治經濟的に未曾有の變動に直面しつゝ東亞共榮圈の確立と云ふ大使命を達成するに際しては、高度國防國家建設の最大の基礎である鐵鋼業確立に付て再検討の行はれるのは當然のことであらう。

我國の鐵鋼業は其の主要原料たる屑鐵、礦石、石炭等に於て海外資源に依存する部分が相當に多いから、之等原料の最も經濟的且つ能率的なる使用を先づ考慮せねばならぬ。又其の他の原料、一般資材及勞働力等も之を最も有効適切に活用せねばならぬ。他面又生産費の高い一部の工場を救濟

するためには低物價政策に背馳する様な價格形成を認容することは絶対に出來ぬのであるから、どうしても國家的見地に於て企業自體を整理統合し、鐵鋼生産の新體制を確立しなければならない。

從つて今回の整理統合は、如何なる方法が採用せらるゝにせよ、新體制確立上必然的のものであつて、昭和九年の第一次製鐵合同に比較して經營の合理化、設備の改良擴張、生產費低減等に於てその目的は相一致するとしても、最早自由主義的經營の觀念に基く業者の贊否を認める譯にはゆかぬであらう。此の新體制に即應して行はるべき所謂第二次製鐵合同に付ては、世上には單一合同とか、地域的合同とか、或は資本的合同とか色々に取沙汰されてゐるやうであるが、之れは目下急速に考究中であつて、國家目的達成上、最も效果的且つ實際的な具體案が決定採用せられることゝ信ずる。

#### ◎ 鐵鑛石及び原料炭の配給統制

〔問九〕 鐵鑛石及び原料炭の配給統制はどうなつてゐるか？

〔答〕 鐵鑛石は其の大部分を海外資源より仰いでゐるが、從來は國內鑛石は勿論、輸入鑛石に就いても配給統制はやつてゐなかつた。それは鐵鑛石の主要消費者たる製銑業者の數も少く、又製銑業者は夫々自ら鐵山を所有するか或は特殊關係の鐵山乃至は輸入業者を有してゐたので、別段統制機關を設置する必要もなかつたからである。

然し、銑鋼一貫作業化の進展に伴ひ、鐵鑛石の消費量が増大すると共に鐵鋼價格が低物價政策に即して公定せられる事になれば、銑鐵、屑鐵等の

製鋼原料と同様、製銑原料たる鐵鑛石に關しても其の適正配給を行はねばならぬことになるのは當然の成行である。今回、輸入鐵鑛石に就いては日本鐵鋼原料統制株式會社が其の配給統制の衝に當ることとなつた。日本鐵鋼原料統制株式會社は本年七月二日公布せられた「製鐵用輸入原料配給等統制令」に基いて設立せられたものであつて、輸入原料に對して國家補償をなす爲の統制會社であるが、同會社の株主たる製鐵鋼業者は從來の如く關係輸入業者から自由價格を以て買取ることをしないで、統制會社が指定輸入商をして輸入せしめたものを、統制會社を通じて一定量の割當配給を受けることとなつたのである。勿論、統制會社は其の輸入鑛石の價格、數量及び仕向先等に付て、凡て監督官廳たる商工省の指示に従はねばならぬ。而して其の販賣價格と輸入價格との差額は「製鐵用輸入原料配給等統制規則」により、之を政府が補償することになつてゐるのである。又國內鐵鑛

に就いては、九月十四日公布の「鑛石配給統制規則」に依り鐵鑛石を販賣又は購入する場合は總て商工大臣に對して毎六ヶ月の計畫を届出ることになり、其他商工大臣は鑛業權者、製鍊業者又は事業主に對し鑛石の賣買送付又は受入に必要なる事項を命ずることになつて居り、之れで國內鐵鑛石の配給も計畫化された譯である。

次に原料炭はどうかと云ふと、之れは内地炭、樺太炭、輸入炭とも「石炭販賣取締規則」の適用を受け商工省に於て、需要者別に購入し得る石炭の銘柄別數量を上半期、下半期毎に割當て、需要者は其割當に従つて石炭販賣業者（開灤炭は開灤炭販賣會社、中興炭、井陘炭は興中公司、密山炭は日滿商事）と契約するのである。然して其場合、日本鐵鋼聯合會をして各需要者の鐵鋼生産割當額、設備能力等を基準にして査定した所要數量を提出せしめ適正配給の參考資料にしてゐる。尙十月一日から業務開始の日

本石炭株式會社によつて配給統制は一層合理化されるのである。

海外屑鐵依存主義を清算して、我國鐵鋼業を自主的なる銑鋼一貫主義を樞軸として進展せしむる爲には莫大なる鑛石と石炭とを必要とするのであるが、幸に東亞共榮圈内には無盡の資源を擁して居るのであるから、之等重要資源の開發及配給に充分統制あらしめ度いのである。而して之れが爲には船舶行政の併行が高度に要請せられて居るのである。

#### ◎ 日滿支鐵鋼國策

〔問十〕 日滿支鐵鋼國策はどうなつてゐるか？

〔答〕 日滿支鐵鋼國案の根本目標は言ふまでもなく東亞共榮圈内の自給

自足的基礎の上に飛躍的な生産擴充を圖るに在る。之の爲に既に日滿支鐵鋼五ヶ年計畫が樹立せられ着々建設が進められて來た。而してその建設過程に於て歐洲動亂の勃發による世界經濟情勢の激變により計畫された資材の輸入に幾分變化を來たし、原案は新情勢に即して若干の改訂を加へることは免れまいが、日滿支鐵鋼國策其のものは何等の後退を許さず、寧ろ國際關係の激化に對應して益々強化されねばならぬのである。

#### 〔問十一〕 滿洲製鐵業は有望か

〔答〕 滿洲製鐵業は將來は多少の迂余曲折はあらうが大いに有望であらう。第一、資源の點から云つて鐵礦石も石炭も豊富で調査の進むに連れて益々大きな埋藏量が確認されてゐる。從來滿洲の鐵鋼資源と云へば昭和製

鋼所のある鞍山附近のものと本溪湖煤鐵公司附近の廟兒溝のものだけが知られてゐて主として貧礦であつたが、此處數年間の熱心な調査の結果、東邊道や熱河にも鐵礦の存在が確認されたが、特に東邊道に於ては世界的な大量富礦が粘質性石炭のすぐ傍に賦存してゐる様である。又製鐵用石炭も撫順、本溪湖の外に東邊道、密山、鶴岡、北票等に發見せられ既に開發に着手されてゐる。

滿洲ではさきに產業五ヶ年計畫の一翼として鐵鋼業の飛躍的擴充を企て昭和製鋼所と本溪湖煤鐵公司を新設されて東邊道開發會社とを中心として增產計畫に邁進してきたが、その途上に於て歐洲動亂による資材の入手難や石炭の不足等に災されて必ずしも豫定通りには進捗して居らぬ。然し前述の如く資源は豊富であり、電力も安價であり、大局的に見れば滿洲鐵鋼業は今後の大發展が豫想される。唯、どうしても日滿支一體の一翼として

考へて行かねばならず、從つて資本的並に技術的連繫其他何等かの形に於て日満を一體化する工作が必要ではあるまい。

〔問 十二〕 支那の製鐵事業はどうするか？

〔答〕 事變前迄の支那の製鐵業は極めて貧弱であつて、近代的製鐵所は全國を通じて僅か六ヶ所に過ぎず、大部分は土法によるものであつた。其中最大の製鐵所は漢治萍公司であつて、漢陽と大冶に六基の熔鑛爐を持つてゐたが事變前には殆んど操業してゐなかつたし、龍煙の鐵礦石を處理する目的で石景山に建てられた熔鑛爐は未だ完成してゐなかつたと云ふ状態であつた。之等は事變後皇軍の手に接收され、大冶の鐵山と石景山製鐵所は日本製鐵所の手で動かされてゐる。然し今の處、まだ之れ以上の新增

設計畫は具體化してゐない様であるが、若し日本の優秀なる技術と經營と支那土着資本とが結合することが出來れば長江沿岸其他には相當大規模の製鐵事業を始めることは決して至難であるまいが、之れは將來の問題であつて、當面は専ら龍煙と長江沿岸の鐵礦及び北支の石炭の開發に主力を注ぎ、日満兩國の製鐵業に對し、その原料供給地としての重要な役割を果することに重きを置かれるであらう。

◎ 鐵鋼自給自足の見透

〔問 十三〕 鐵鋼の自給自足は可能か？

〔答〕 完成鋼材のみに付て見るならば既に我國は高度の自給能力を具備

してゐるのであるが、殘念乍ら製鋼原料に於て缺陷がある。即ち銑鐵、鐵屑及び製銑用の鑛石の不足である。元來我鐵鋼業は國內資源に惠れて居らぬ處へ鐵鋼後進國としての採算上の見地から米國の鐵屑と印度の銑鐵とを當てにして製鋼能力のみを畸形的に擴充した嫌ひがあり、その結果製銑能力は製鋼能力に比較して立ち遅れの形であつた。

仍て現在の鐵鋼生産力擴充の重點は製銑能力の擴充（熔鑛爐の建設）と所謂銑鋼一貫作業の整備に置かれ、既に内地では日鐵の諸工場を始め民間數社にも新熔鑛爐が竣工し、又滿州でも製銑能力が著しく増加されたのである。更に目下建設中或は計畫中の熔鑛爐能力を之に加へるならば、製鋼原料の自給達成も遠くはあるまい。之等の熔鑛爐に使用する鑛石は内地には比較的少いが、朝鮮には貧鑛乍ら茂山の大埋藏量があり、滿洲には既知の鑛量の外に續々と新鑛量が發見せられて行き、北支には龍煙あり、又長

江沿岸には大冶を始めとして多くの鑛山が存在する。又南洋には我開發の手を待つてゐる幾多の優良鑛山が多數分布せられて居るのであるから我國は最早鐵鑛資源の乏しきを虞ることは毫もないのである。

要之に、東亞共榮圈内には鐵鑛資源も石炭も極めて豊富なのであるから、眞に製鐵事業の importance を確認して之等資源の開發を急ぎ、同時に熔鑛爐の擴充及船舶計畫等を急速に實現するならば、共榮圈内の自給自足が極めて近き將來に可能であるは勿論のこと、更に製鋼壓延設備の一層の擴張と相俟つて自給他足に迄進出する事も決して難事ではない。要は事態の進展に即應して立案する吾人の諸計畫が奈邊迄實行せられるかに係つてゐるものと思ふ。

〔問十四〕 貧鑛處理の現在及將來の見透し如何？

「答」 貧鑛處理の對象として、その成果に絶大の期待が寄せられてゐるのは、滿洲及朝鮮茂山の貧鑛と内地の砂鐵資源等であらう。滿洲の鞍山に於ては既に磁力選鑛法に依て貧鑛處理に一應の解決が與へられてゐる。之は要するに鑛石を粉末と爲し、磁力選鑛機にかけて品位を高め、更にそれを燒結或は團結して熔鑛爐に裝入するのである。此の方式は本溪湖でも採用してゐるし、又茂山でも山元でこの種の磁力選鑛が行はれるものと思ふ。

此の他矢張り茂山の粗精鑛（粉鑛のまゝ）を原料としてクルツップのレン法に依るルツペの生産も行はれてゐる。之は獨逸のクルツップから買收したバテントに依るものであり、熔鑛爐の代りに廻轉爐で精鍊を行ふものである。其の製品であるルツペは所謂鐵屑代用として直ちに平爐に裝入し得るのである。滿洲の昭和製鋼所では此のレン法の外にプラツサート法による貧鑛

處理を研究中である。之は貧鑛をそのまま、熔鑛爐に投入し、所謂酸性操業によつて石炭の節約を圖り、出銑後ソーダによつて脱硫を行はうとするものであつて、所期の如く成果を擧げ得るならば最も經濟的な方法の一であると考へられる。

内地砂鐵の利用の研究も着々進んでゐる。最初は砂鐵を團鑛として普通鑛石に混ぜて熔鑛爐に裝入する方法が研究されたが、最近は廻轉爐による研究が盛んに行はれてゐる。即ち或はレン法により、或はバツセー法と畧同様の方式による操業等も既に開始せられてゐる。砂鐵は特殊鋼原料として特に利用價値が大きい様である。

要之に貧鑛の埋藏量は殆ど無盡藏と云ふべきであるから、之の處理方法の成功は鐵鋼資源問題の解決に極めて重要な寄與を爲すものと確信される。

而して我々は是非此の貧礦處理に成功せねばならぬと念じて居るのである。(文責在記者)

## 鐵鋼需給統制規則

(昭和十五年三月三十日  
商工省令第十九號)

第四條 配給統制機關以外ノ者ハ製造業者ヨリ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表乙號ニ掲タルモノヲ買受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ賣渡ス鐵鋼ヲ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 製造業者ハ鐵鋼製造用ノ原料又ハ材料トシテ

使用スル場合ヲ除クノ外生產統制機關ヨリ交付ヲ受

ケタル鐵鋼使用承認書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ヲ

超エ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 生產統制機關ハ鐵鋼使用承認書ヲ發行シ之ヲ

製造業者ニ交付スベシ

前項ノ鐵鋼使用承認書ハ商工大臣ノ定ムル鐵鋼ノ種

類別數量ノ限度ヲ超エ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

第七條 配給統制機關及鐵鋼ノ販賣業者(シャーリング

業者ヲ含ム以下販賣業者ト稱ス)ハ販賣(剪斷シテ

爲ス場合ノ販賣ヲ含ム以下同ジ)ノ目的ヲ以テ買受

ケタル鐵鋼ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第八條 配給統制機關ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣業

者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示

スルコトヲ得

商工大臣ハ鐵鋼ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲特ニ必要アリ

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ別表甲號ニ掲タルモノヲ除ク外銑鐵、鑄鐵管、銅塊、壓延銅片、シートバー、ティンバー、スケルブ及壓延銅材ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者(以下製造業者ト稱ス)ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下生産統制機關ト稱ス)ハ製造業者ニ對シ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者別ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示スベシ

前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ

第三條 製造業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表乙號ニ掲タルモノヲ商工大臣ノ指定シタル者(以下配給統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ド認ムルトキハ販賣業者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベ  
キコトヲ命ズルコトアルベシ

第九條 鐵銅ハ官廳ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル  
者若ハ團體（以下需要統制機關ト稱ス）ニ於テ發行  
シタル鐵銅割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ賣  
渡シ又ハ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ニ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一一該當スル鐵銅ヲ賣渡シ又ハ買受  
クルトキ

#### イ 御料品

ロ 配給統制機關又ハ販賣業者（別表乙號ニ掲グ  
ル鐵銅ニ在リテハ當該鐵銅ニ付配給統制機關ノ  
指定シタル販賣業者ニ限ル）ガ販賣ノ目的ヲ以  
テ買受クル鐵銅  
二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルト  
キ  
三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因  
リ鐵銅割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ  
前項第三號ノ規定ニ依リ鐵銅割當證明書ニ依ラズシ  
テ鐵銅ヲ賣渡シタル者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ其  
關ニ提出スベシ

#### 第十四條 鐵銅割當證明書ト引換ヘ鐵銅ヲ賣渡シタル

者ハ遲滯ナク當該鐵銅割當證明書ノ相當額ニ賣渡シ  
タル鐵銅ノ數量、賣渡ノ年月日並ニ自己ノ氏名、名  
稱及住所ヲ記入スペシ

前項ノ規定ハ鐵銅使用承認書ニ依リ鐵銅ヲ使用シタ  
ル製造業者ニ之ヲ準用ス

第十五條 鐵銅割當證明書ト引換ヘ鐵銅ヲ賣渡シタル  
者當該鐵銅割當證明書ニ定ムル數量ノ全部ニ相當ス  
ル鐵銅ヲ賣渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該  
鐵銅割當證明書ヲ商工大臣ノ指定シタル配給統制機  
關ニ提出スベシ

配給統制機關ハ前項ノ鐵銅割當證明書ヲ其ノ提出ア  
リタル月ノ末日迄ニ生產統制機關ニ提出スペシ  
製造業者鐵銅使用承認書ニ定ムル鐵銅ノ種類別數量  
ノ全部ニ相當スル鐵銅ヲ使用シタルトキハ其ノ翌月  
十五日迄ニ當該鐵銅使用承認書ヲ生產統制機關ニ提  
出スペシ

第十六條 製造業者ハ毎月末日迄ニ前月中ニ於ケル鐵  
銅ノ種類別ノ生產數量買受數量賣渡數量及使用數量  
並ニ前月末ニ於ケル鐵銅ノ種類別在庫數量ヲ記載シ  
出スペシ

ノ賣渡先別數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提  
出スベシ

第十條 需要統制機關ハ商工大臣ノ定ムル鐵銅ノ種類  
別數量ノ限度ヲ超エ鐵銅割當證明書ヲ發行スルコト  
ヲ得ズ需要統制機關ニ於テ發行スル鐵銅割當證明書  
ハ別記様式ニ依ルベシ

第十一條 鐵銅ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル  
者當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵銅ヲ買受クル爲註  
文者ヨリ鐵銅割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當  
該鐵銅割當證明書ヲ自己ノ屬スル需要統制機關ニ提  
示シニ其ノ證印ノ押捺ヲ受クベシ

第十二條 鐵銅割當證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡シ他人ヨ  
リ讓受クルコトヲ得ズ但シ鐵銅ヲ使用スル作業又ハ  
工事ヲ請負ヒタル者ガ當該作業又ハ工事ニ使用スル  
鐵銅ヲ買受クル爲註文者ヨリ鐵銅割當證明書ノ交付  
ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 鐵銅割當證明書ト引換ヘ買受ケタル鐵銅ハ  
之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受スルコトヲ得ズ  
但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場  
合ハ此ノ限ニ在ラズ

#### タル報告書ヲ生產統制機關ニ提出スペシ

第十七條 販賣業者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル  
鐵銅ノ種類別ノ買受數量及賣渡數量並ニ前月末ニ於  
ケル鐵銅ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ商  
工大臣ノ指定シタル配給統制機關ニ提出スペシ

第十八條 需要統制機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ發  
行シタル鐵銅割當證明書ニ定ムル鐵銅ノ種類別數量  
ヲ記載シタル報告書ヲ生產統制機關ニ提出スペシ  
第十九條 配給統制機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ賣  
渡シタル鐵銅ノ賣渡先別種類別數量ヲ記載シタル報  
告書ヲ生產統制機關ニ提出スペシ

第二十條 生產統制機關ハ毎月二十日迄ニ第十六條及  
前二條ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ  
概要ヲ商工大臣ニ報告スペシ

第二十一條 販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ  
記載スペシ  
一 買受ケタル鐵銅ノ種類別數量及價格、買受ノ年  
月日並ニ買受先ノ氏名名稱及住所  
二 賣渡シタル鐵銅ノ種類別數量及價格鐵銅割當證  
明書ノ發行者、賣渡ノ年月日並ニ賣渡先ノ氏名名

稱及住所

三 每月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第二十二條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムル  
トキハ當該官吏ヲシテ販賣業者又ハ需要統制機關ノ  
帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

附 則

本則ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八  
條及第十九條ノ規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ、第二  
十條ノ規定ハ同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
鐵鋼配給統制規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ  
罰則ヲ適用スペカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
本則施行前ニ發行シタル鐵鋼配給統制規則第二條ノ鐵  
鋼割當證明書ハ之ヲ本則ニ依ル鐵鋼割當證明書ト看做  
ス

第十四條第一項ノ規定ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ニハ之  
ヲ適用セズ

別 表 甲 號

一 焼ノ含有量一萬分ノ三以下ノ銑鐵  
二 電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ニ依リ製造シタル銅

別 表 乙 號

一 銑鐵、銅塊、壓延銅片、シートバー、ティンバー、  
スケルブ

本 前二號ニ掲ケル元素(銅ヲ除ク)ニ以上ヲ含有シ  
其ノ合計含有量千分ノ四以上

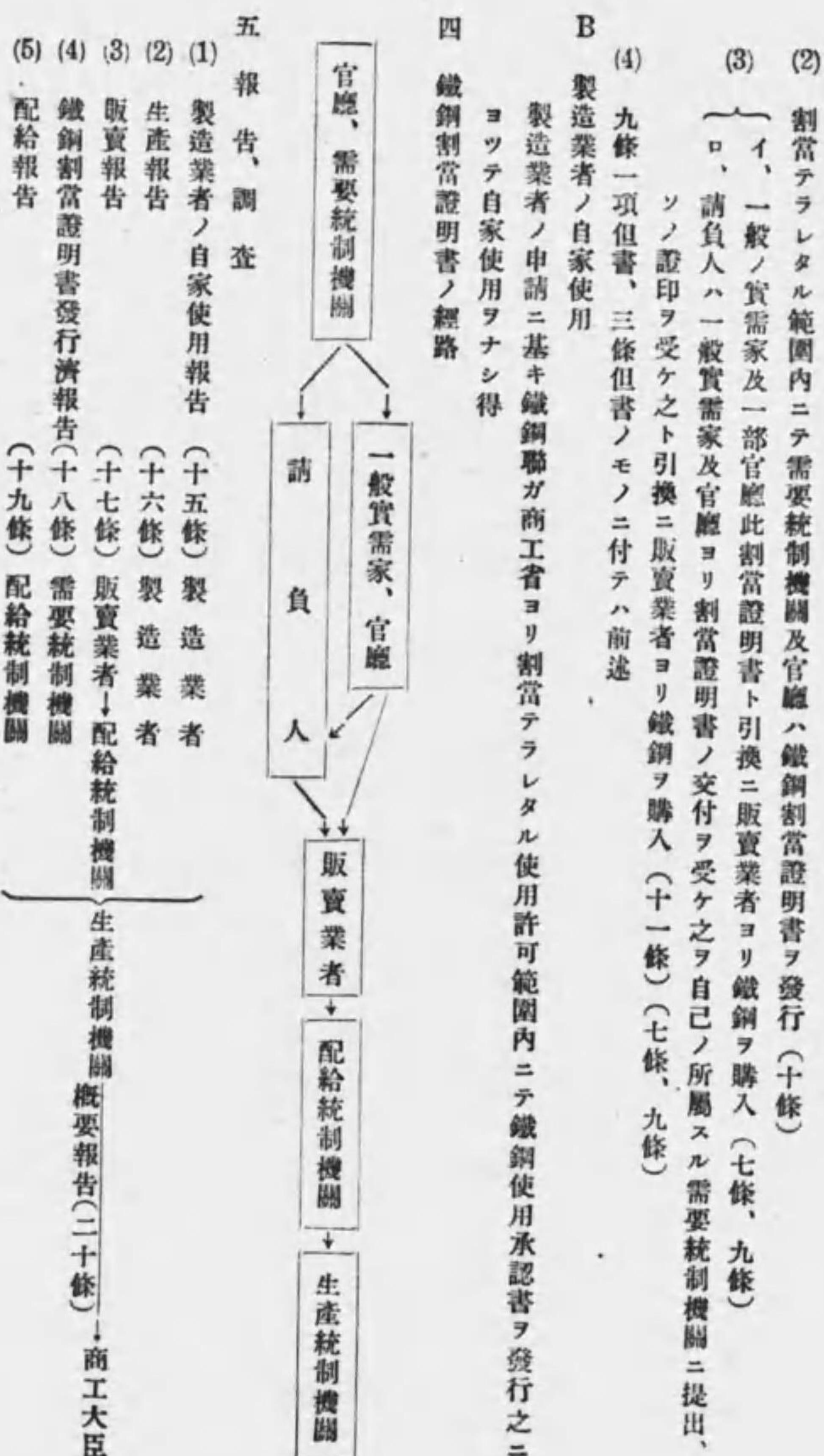
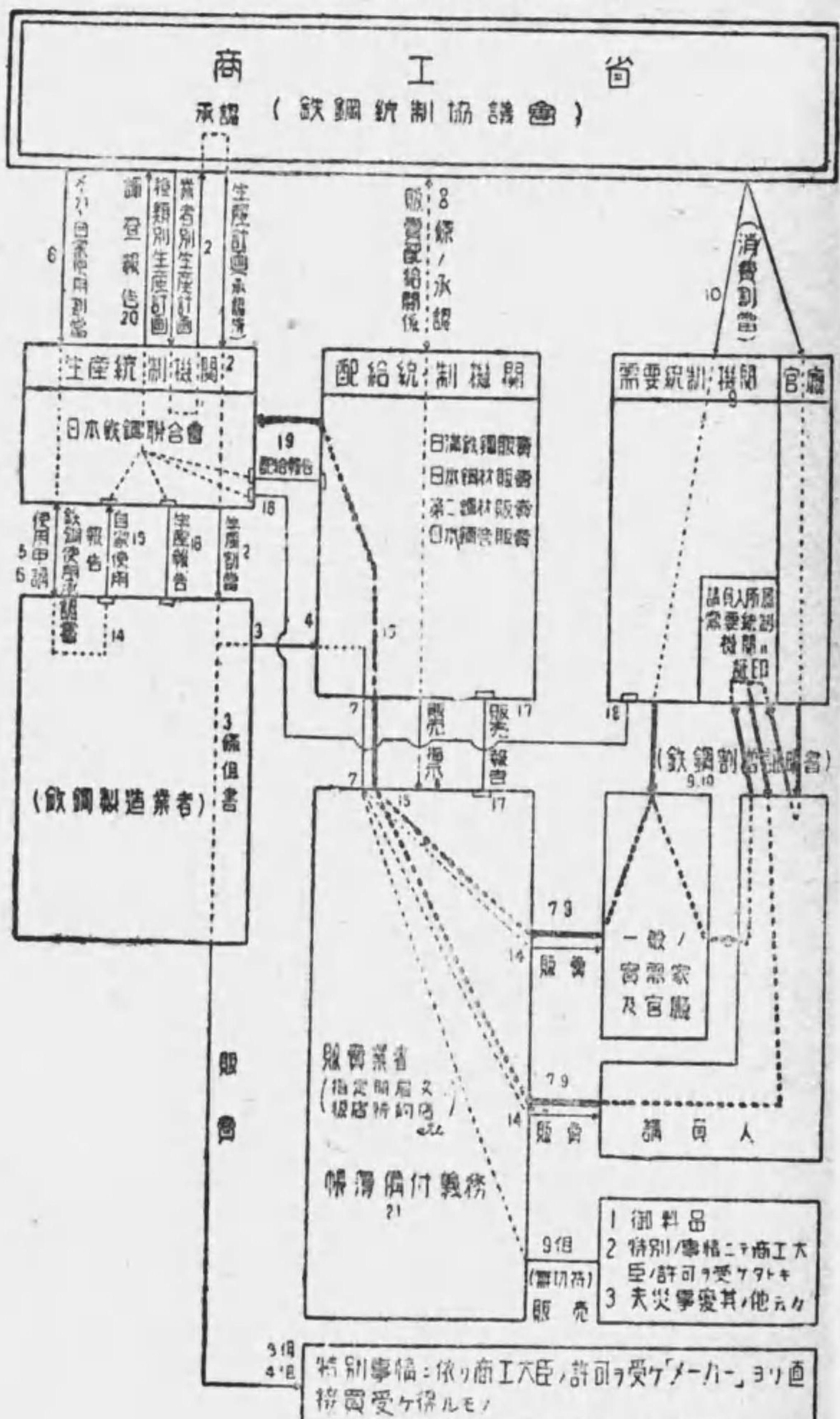
ヲ 材料トシテ製造シタル銅塊、壓延銅片、シートバー  
一、ティンバー、スケルブ又ハ壓延銅材ニシテ左ノ  
各號ノ一二該當スルモノ  
イ 炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ燒  
及硫黃ノ含有量各一萬分ノ三以下  
ロ 硅素又ハマンガンノ含有量千分ノ八以上但シ硅  
素及マンガンヲ含有スル場合ハ其ノ合計含有量千  
分ノ十五以上  
ハ ニッケル、クローム、銅又ハアルミニウムノ  
含有量千分ノ四以上  
ニ タングステン、モリブデン、ワナデウム、コバ  
ルト、チタニウム、デルコニウム、硼素、ベリウ  
ム、ウラニウム、又ハタンタリウムノ含有量千分  
ノ二以上

【備 考】

一 生 產 系 統

- (1) 鐵鋼ノ種類別生産計畫ヲ商工省ヨリ生産統制機關(日本鐵鋼聯合會)ヘ指示ス  
(2) 日本鐵鋼聯合會(以下鐵鋼聯ト稱ス)ハ之ニ基キ製造業者別生産計畫ヲ作成シ商工省ニ提出シ承認ヲ受ク  
(3) 承認済ミノ製造業者別鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ鐵鋼聯ヨリ各製造業者ヘ指示ス(二條)  
(4) 鐵鋼ノ製造
- 一 配 給 系 統
- (1) 生産セラタル鐵鋼ハ原則トシテ「メーカー」ヨリ配給統制機關(種類ノ大別ニ從ヒ結成、現在四)ニ一括販  
賣、例外トシテ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此限ニ在ラズ(三條本及三條但)  
(2) 配給統制機關ヨリ販賣業者ヘ一括販賣(七條)(販賣業者ノ種類階層ハ省記)  
(3) 販賣業者——請負人  
↓一般ノ實需求及一部官廳………鐵鋼割當證明書ト引換——原則  
↓九條一項但書ノ場合(御料品其他)………鐵鋼割當證明書不要 例外  
(4) 配給統制機關ヨリ販賣業者ニ指示ヲナスコトヲ得(商工大臣ノ承認ヲ得テ 八條)
- 三 消 費 系 統
- (1) 企畫院ト商工省ノ協議(直接的ニハ鐵鋼統制協議會ヲ經テ)ニテ鐵鋼ノ消費割當ヲ全面的ニ行フ

# 鉄鋼需給統制規則圖解



409  
77

昭和十五年十一月五日印刷納本  
昭和十五年十一月十日發行

【定價金參拾五錢】

東京市豊島區椎名町四ノ二、一七

兼編印輯發行人 田口文男

東京市麹町區内幸町二ノ二二

發行所 日滿支經濟研究所

電話銀座 (57) 七四四五三三  
振替東京五九一七六七五七六番番番

(刷印社文宗)

終